京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十二年　紀元二千五百六十九年

本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月十三錢

月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）

廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢

發行兼編輯人　高木久馬太

印刷人　松久神一郎

京城西署西小門通（電話六六三）

發行所　京城新報社

寄書

古城氏と菊地氏

旭川

覺書と云ふ体裁よき名の下に證文入れて民團長に雇はれたる古城菅堂子の男振りは頗るなものなり、而して此れと堂々民長を爭ふて破れたる菊地謙讓子の男振りに至つては更らに振へるものあるを見ずや。

古城氏の勝ちたるは古城氏の勝ちたるに非ずして居留民の勝ちたるなり、菊地氏の破れたるは菊地氏の破れたるに非ずして統監府の破れたるなり、その觀察は淺くして頗りに樂天的なり。古城氏の菊地氏に勝ちたるは、古城氏の菊地氏に勝ちたるなり、其の重なる原因は財產を有すること、直接居留地に利害關係を有すること及謀反を興す心配なきこと等は古城氏の上に認められたる優越の諸點とす。借金を有すること、出稼人らしくして移住民らしからざることゝやゝもすれば謀反を企らみ○都合に依りては裏切りも致兼まじきこと、是れ菊地氏の有せりと思はるゝ弱點とし見られたるなり、古城子は此の優越せる諸點に加ふるに議員の自由になる……露骨に云へば甘く見られたることも其の勝利を大ならしめたるなり。○菊地氏は右の諸弱點を有する上に尚ほ油斷すべからざる所ありと少々買ひ被られたる事も其の敗をして大ならしめたるなり。一は傑く見ゆる爲めに負け、一は甘く見られたる爲めに勝つ柔克く剛を制す、とでも云ふべきか、振へりと云ふ可し。

優越せる以上の諸點を併有して民長を贏ち得たる古城氏と議員の間に取り交はされたる覺書に一大條項の洩れたるを見る、幷は「民長たる以上は高利貸は致し不申候事」の夫れなり、覺書には脫せられたるも古城氏は自ら省みて致し申されざるべしと信す。

諸種の弱點を認められたる為めに古城氏に蹴落されたる菊地氏は、自己が平常居留地に有する所謂聲望なるものは決して古城氏の夫れに劣るものに非ずと自信したるが為めに破れたるなり、自信は或る場合に於て多く自惚を意味す、菊地氏は實に自惚れに破れたるものか、振へりと云ふ可し。他には白砂糖を贈るも、貰ふには赤砂糖を歡迎する世なり、深く思はざる可らず。

雜報

伊藤公と目賀田男

目賀田男の嘗て韓國財政顧問として在任中、親しく公に接して熟悉せらるゝ公の心配苦慮の事迹に就て語られたる處左の如し

明治三十七年九月、私は韓國へ財政顧問として派遣の命を奉じましたが、施設すべき細大の事項は訓令となり、協議と爲りし上に、私は外務大臣に專屬する身分となりたれども、東洋の平和を念とせられ、殊に韓國扶植に關し深重なる意見を有せらるゝ公に就き示教を得んことを願ひ、特に公の許を受けて同拾四日靈南坂に伺候しました。公は書室の如き所に余を引かれ、特派奉使の復命書に就き、一々其要點を讀聞かせられ若くは說示せられ、彼の事は此の如くし此件は斯くなりしとて丁寧に教示せられました、即ち政府より私の受けたる訓令の趣旨も亦是と同じきことで、私の執るべき方向に就き明なる指導を得て心を安んじたることでありました。

最後に於て公は曰く、韓國に於ける必要施設は收歛を薄ふするに在り、即ち收稅を正しくするに任り、韓國制度の行はれざる、征稅に次ぐ征稅を以てし、民生の苦痛蓋し是より甚しきは無かるべし、予にして任に就かば、場合を見且つ成べく早き時機に於て詔勅を奏請し、法度に依らざる收稅は不法なりとの旨を公布することゝ然るべきかと思はるゝ其詔勅を得たる後之に從ひ第一著、法令に基かざる誅求を豫防したならば、先づ以て民の疾苦を救ふの途を開くを得べき乎、緩急宜に從ふは勿論なるも、之を急がるべきかと示されましたが、私は厚く其意を體し又當時聖帝への傳言を承り、渡韓したことであります。

引續いて一般の狀況を視察し豫ての訓令に基き、幣制の整理、着手し又金庫の制度を設け一應の端緒を啓きたれば三十八年二月に歸朝し、某所に於て公に面せしに、予に話すこととあり、早く都合次第來れとの示命に基き時を移さず公に伺候せしに、漸次韓國に於ける施設の　けんとするに際し、聞く所に據れば舊來の風習に倣ひ、所謂利權獲得と稱し、某の鑛山事業、某の利益の經營と云ふて、續々之を求むるの輩多きが如く傳ふるが未だ根本の制度の立たざるに先ち、順序を經ずして外間傳ふるが如く頻に利權を割與す如きことは、全體子の財政の整理の上に於ても如何あるべき乎、余は甚だ心配に思ふが、右等の事はどうなり居かるとの御尋ねなりしに就き、御示の如く私も略ば其事を承り居り、微力の及ぶ限りは成るべく速に根本の制度の確立を努め順序を經ざる利權の附與の如きは制止すべきことゝ考へ居るのみならず、既に財政に關する協約と共に、韓國政府は日本の承諾なくして第三國の人と契約を爲すべからずとの協約も近くに成立したることなれば之を監視するに於ては右等の如き弊害を防禦するを得べしと御答へしましたに然らば先づ右に就ては順序も立つこととならんが、甚だ心配に就き予に注意を與へるとのことを申されたことでありります。

平和條約成立と共に公は再び特派せられたる時、公使館は一般日本人に對し訓令を發し、韓國人に對し粗暴なる言動を警戒したるありしが、是等は實に時に取りて至當の事にして蓋し公の示命せられしに出でたることとなるべしと考へたのである。

和歌募集

勅題「新年雪」

選者　九皐館去留

何首にても隨意、用紙用箋類も又御隨意の事、締切期限十二月二十日、發表は四十三年一月元旦の本紙上を以てす、同好の士奮て投詠せられんことを希ふ

十一月廿日　本社編輯局

俳句

▲雪五句　千春

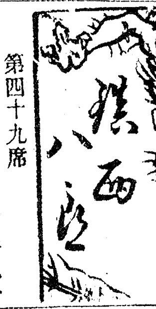
稀れに見し景色は黑し雪の朝

雪の庭下男の出入絶たれけり

裏町やすき燒くふ雪の晝

月ほめた松が枝高し雪の家

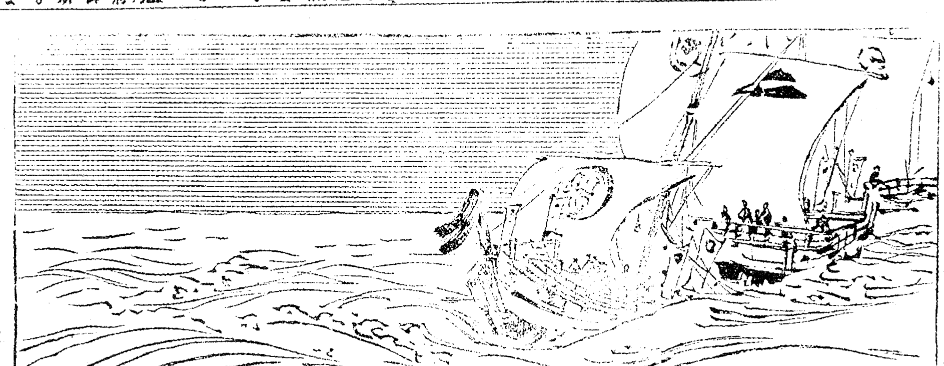
竹馬の追ひ出されけり雪の庭



第四十九席

伯山改　神田松鯉口演

鬼夜叉は、甲斐々々しく立めぐりて、柴薪草を積重ね、今は斯うと思ひしかば彫江に申しまするに「御曹司は既に必死を究給へども、某熟々思ひ廻らすに、今度討手を向らるゝ事は全く茂光が私の遺恨に起れり、然るを此處にて自殺し玉んは潔きに似て犬死たり、脱るゝ程は落延て時を待玉ふにしかず、斯あるべしと思ひしかば、豫て艦の準備も致し置きました、早く此處を落玉ひて八郎島へ御越あれ、某御曹司に申上げ、共々に後より追掛け參らせん、疾く〳〵」と急ぎますれば、彫江之れを聞いて「頼もしき御身の志、妾が子等は年まだ若きこともゆゑ、御身連れて逃げてたも、妾は我が君と共に潔よく相果つるであらう」と涙ながら申されます、之れを聞いた為朝は「御母上は手前共を助け下さらんとの御心なれど、最期の用意をせよと父上の仰せられしものを、何んで阿容々々と逃げ申すべし、舟の用意は無用なり」と宣へば鬼夜叉聞いて感激なし「誠にも將門に將を出すとやら、イヤ天晴なる若君の御心、是れが商人か百姓の子ならば、斯かる時に物の役に立たずして泣叫ぶものでござらうに、さて〳〵感心致しましてございます」と云ふ折しも下僕一人ハラ〳〵馳せ歸り下「エヽ申上げます、討手の軍勢、最早間近かへと船を漕ぎ寄せ候」と注進に及んだ、其時御曹司は少しも騒ぎ給はず、悠然として弓を杖つき、渚へ來つて沖の方を見渡し給へば、一艘の船に兵士二百を乗せハヤ三町許りを隔てたり、此船の大將は工藤茂光が子茂祐、年三十に垂なんとし、大荒目の鎧に突貝兜を猪首に着なし、鎧の後毛を内甲の間より振飛し薙刀を突立て、舳先きに立現はれ、御曹司を見て「掛れ〳〵ッ」と下知を致しますが、浪荒くして船はなか〳〵岸に乗付けられない、為朝は之れを見てカラ〳〵と打笑ひ為「イデ彼に一泡吹して呉れんず」と大鏑を取て打番ひ小肘の廻る程引切て、ヒヨウと放ち給へば水際五寸許り置いて大船の腹を右より左へと射通し両方の矢目より水入りて船は立所に浪に巻込れ二百餘人の軍兵水底に沈淪しイヤハヤ混亂の狀目も當てられない、何しろ浪の荒らいことでありますから、少し位泳ぎを知つて居た所でなか〳〵泳ぎ切れない、楯に取付き辛うじて他の船へ乗移つた者は僅かに五六十人に過ぎない、左れば官軍等此為体に驚ぎ恐れまして、急に船を沖の方へと漕ぎ去り、遠巻きにして居るのみであります、此有様を見て為朝は鬼夜叉に向ひ為「ツレ見よ、假令敵何人來るとも船何艘來るとも、我が腕の續かん限り一々船の胴腹を射貫き、彼等を船諸共に水中に葬むること朝飯前の仕事だ、然し彼等は苟も官軍と云ふ名がある以上は何時迄も之れに敵對するは朝廷に對して恐れ入る次第、彼等工藤、北條の徒輩は元より我家の家人ちや、彼等を相手にして何時までも戦はんも大人氣なし、我とても何時迄生き長がらゐる身でもあるまいから、潔よく腹搔切つて相果つるであらう」鬼夜叉は鬼「御言葉御尤ではござりますが、男子生れて唯徒らに犬死を致すも口惜しきこと、何は兎もあれ、某が用意なしたる船に御乗り遊ばされ、八郎島へ一と先御立退き遊ばさるゝやう願はしう存じまする」と諫めました為「イヤ、汝の志は感ずるに堪へたれど、潔よく腹搔切つて死ぬること丈夫の本懐であるぞよ」と其儘舘へと引返されさせた、鬼夜叉其後に從ひ參ります、敵は為朝の姿が見ゑなくなつても、なほ恐れて近寄りませぬ、此間に為朝は悠々と自殺の用意をされました



（二）（第三種郵便物認可） 明治四十二年十二月八日 京城新報 （水曜日） 第二百八十二號

東京電報

▲伏見宮の御歸京 表忠塔除幕式御參列中なりし伏見宮殿下には本日御歸京ありたり（七日著）

▲對韓同志會の決議 有志新聞記者及び政治家の組織に係る朝鮮問題同志會は昨夜開會韓國問題に關する決議文を發表したり（同上）

▲同志會の演說會 對韓同志會は十三日神田錦輝館に大會を開き一大演說會を催すに決す（同上）

▲同志會の宣言要旨 對韓同志會に於て可決したる宣言の要旨は左の如し（同上）

我國是既に定まる、日清日露の役は之に基づく、韓國の宗主權我に歸してより五星霜なるも當局の措置國是に副はず、懷柔に失して威信地に墜ち不逞の徒をして宗主權を動搖せしめ秘密結社陰謀團及暴徒横行するに依り良民塗炭に苦しむ近く哈爾賓兇變の如き其一發作に外ならず將た必らず是れ我政策の餘弊なり今にして早く計をなさずんば又拾收すべからず帝國の公私東洋平和の生民をして平和の幸福に亨けしめんとせば速かに姑息彌縫の政策を改め八道一千万衆の疾苦を救ひ我皇の盛德を八紘に洽ねからしめざるべからず、同志會茲に於てか興る。

▲日糖事件の判決 日糖事件の被告判決本日控訴院にて言渡あり元兇磯村音介は重禁錮四年、秋山は同三年半其他は短期にて執行猶豫の恩典あり（同上）

▲對韓同志會活動 對韓同志會は此際是非共對韓策の根本的解決を見るべく政府に肉薄要求する筈にて大谷、秋岡、福田の三氏は在韓居留民の輿論鼓舞の爲め渡韓し尚ほ十三日錦輝館に大會を開く爲め幹部員の活動目覺ましきものあり（同上）

紐育電報

▲駐淸公使の任命 ウキリアム、ジエー、キヤルオウン氏駐淸公使に任せらる（七日着）

北京電報

▲日淸懸案と唐氏 唐紹怡は錫良に代りて日淸懸案の折衝に當るべしと（七日）

▲齊愛線と錦齊線 齊齊哈爾、愛琿鐵道の布設は愈よ事實にして淸國は錦齊線を延長して愛琿に至らしむべく資本借入に付米國シンジケートと交渉中なり又露國は之によりて利權を收めんと淸國と交渉中なり（同上）

輝久王殿下御歸艦

輝久王殿下は七日午前八時統監官邸發龍山に成らせられ步兵第十三聯隊兵舍、炊事場等御視察將校集會所にて兵士の劍術を御上覽の後軍司令部に於て暴徒討伐及各地守備の狀況等に就き軍參謀の說明を聽かれ新築の司令官邸を觀て午前十時十二分龍山發列車にて御歸艦遊ばされたり因に六日出發の候補生は同日午後二時五分南大門發列車にて歸艦あらせられたり

仁川市中の御遊覽

に碇泊中の練習艦隊阿蘇に御座乘白川宮輝久王殿下には昨七日午前時三十九分仁川驛着列車にて下仁され信夫理事官の御案內にて先づ所を訪はれ其より日本公園及び小等を御觀覽の後理事官邸に於ける會に臨ませられ午後四時歸艦あられたり

一進會幹部の意見

一進會長李容九氏曰く日韓合邦問題は一進會が始めて提唱したるにあらず本問題は海牙密使事件の起りたる時日本より林外相の渡韓したるとき同外相の使命の本旨も亦此に在りしは時の統監伊藤公の意見にて韓國は僅少の僅歩にて落着したる譯けなれば日韓の關係が日を追ふて親善に赴くに從ひ合邦問題は早晩現實せられざるを得ざるべきなり一進會は即ち兩國民の心底に潜在する本問題を今回或動機の爲めに提起したるまでなり大韓協會と雖も尹孝定氏の如きは大體に於て早晩合邦の實現せらるべきを是認し居るが如し唯時期の點に就て尙早論を主張するに過ぎず而して我黨の遺憾に堪へざるは世人が我黨を以て現內閣乘取の手段として本問題を公にしたるが如く誤解することゝ是なり我黨の誠意は國民の幸福を增進することゝ我皇室の尊嚴を保持することにあるのみ內閣の如きは李完用が組織すると將何人が組織すると深く問ふ所にあらざるなり素より本問題の如き重大事件は十日や二十日の期日を以て完成せらるべきにあらず少なくとも半歲又は一年位は準備の時間なかる可からず而して何日如何なるとき本問題を提起するも國民間に必らず多少の紛擾起るべきことは豫期せざる可からず故に我黨は成立せしむべき考へなれば今より地方に全力を注ぐ方針なりと云ふ（京城通信）

外人の課稅問題

三稅及地方稅が居留地外に在住する內外人に對し均しく施行せらるゝは勿論にして外國領事官に於ても曾に異論なきのみならず進んで其の實行を圓滑ならしむることに盡力すべき意向を示し居れり左れば意納處分に關し交渉を爲すが如き必要なきは勿論なれども外國人は大抵韓文の法令を了解する能はざれば突然納稅の要求を受けて其の爲す所に惑ふもの少からず自然必要なる手續の遲延を來す場合多きが如し一方に於ては下級徵稅官吏の如きは韓國法權の外に立ち且つ國情に疎き外國人に對し日韓人同樣の心得を以て法規を直施行せんとして其の間往々意志の疏通を缺き要なき紛雜を釀すの例なきにあらず韓人中にさへ基督教信者なるの故を以て納稅の義務なしと誤了し徵稅官吏に抵抗したるものあり故に當局吏員は可成執達吏が財產差押に向ふが如き態度を避け親切の心を持して愚民の蒙を啓くに努むるの要あるべし況んや新稅法の事情不案內の外國人を施行する場合に於ては猶更の事なり蓋し行政の妙は內外人をして悅服せしむるまでに至らずとも成る可く不平を鳴らし苦情を唱ふるの餘地を存せしめざるに在ざ

排日紙の取締難

韓政府が殆んど每號の官報を以て在外發行の韓字新聞を押收し其發賣頒布を禁止する旨告示しつゝあるは見るも煩累に堪へざる程なるが聞く處によれば該押收紙は單に郵便托送の分のみにして其紙數の如き僅かに十數枚に過ぎず然るに事實を精查すれば多數の該紙は凡く八道に流布せられ盛んに排日主義を鼓吹し居れり而して之れが入韓の徑路に就き其筋の探查する處によれば浦港發行の大東共報の如きは韓船に托して元山に入り夫れより外人宣敎師の許に送られ彼等の手によりて配布せられつゝあるが如く其他桑港布哇等の該紙も先づ上海に送られ同地より滿洲を經由して西韓地方に流れ込むものゝ如く其手段の巧妙なる如何なる監視も及ぶ能はざる由

大韓協會の演說會

一進會と絕緣せる大韓協會は茫然自失の窮態に在りて斷然一進會に當る能はず然ればとて降を閣門に乞ふ譯にも行かず茲に於て窮策を案出して檄を在京城の商業會議所其他十二の公私團體に飛ばし同情を哀請せり其要に曰鳴呼一種乖戾の氣聚て團を爲し一進會と曰ふ罪盈ち惡積んで尙は餘衆あり終に禍を悔ゐず又今日に於て合邦の聲明書を發表す渠れ奸兇若干輩の私見を以て二千万國民を代表すと冒稱し敢へて世界の耳目を眩惑せんと欲す國民の休面を恥辱する滋々甚だしと各團體より代表員十名宛を出さしめ聲援を得て昨紙所報の如く來る十二日漢城府民會構內に非合邦大演說會を開催すべく準備中也

高度相の合邦論

先般渡日したる高度相は東京に於て桂首相に面會し日韓合併の議を談じ左記の條項を提出したるに首相は之れを一笑に附したりと云ふ（京城通信）

一 韓皇は從來の儘に置くこと
一 元老を華族に列すること
一 相當の履歷ある者には秩祿を給すること
一 韓國民は凡て日本人として籍を日本の臣民とすること
一 韓國に於ける政務の首班大臣は韓國人を以てすること

國民大會の開催

排合邦の輿論を喚起する爲め來る十二日正午漢城府民會に於て全國民大會を開催し地方よりも代表者を召集し一團體每に十人を限り當日團體の委任狀を持參せしむる由なるが右の飛檄は大垣丈夫の草意草案になり吳世相之を譯し昨夜八方に頒布したるものなりと

白銅の引上交換

舊白銅貨は愈々本月限り絕對的通用を禁止するを以て度支部に於ては今八日より度支部員、金融組合員、農工銀行員を十一組に分ち各道樞要の個所に派遣し舊白銅貨の引上交換に從事せしむる事に決定したり

●地方金融組合惡用

中央當局に於ては地方金融の緩和を圖ると同時產業扶殖に資せんが爲め本年內迄に地方金融組合百箇所を設け尙ほ今後財力の容す限り極力同組合の增設をなさんの意向にて頗る腐心しつゝあるにも關はらず地方制裁の稀薄なるに乘じ同組合を種に私曲を擅にせんとする奸曲の徒あり固と同組合貸附の組織は絕對不生產的の使行を許さず農具購入の如きも可成現品交附の方針による等周到なる注意を拂ひ居れるに斯の如き私曲の如何にして行はれ得るかと云ふにそは地方無賴の徒が附近富豪を脅迫して本人若しくは保人の地に立たしめ其間巧に金を借出し是を更に非常なる高率の利息を以て細民に貸與し盛に良民の生血を吸取るものあり爲に無智の愚民は中央當局の眞意を誤解し反て金融組合の施設を怨む者あるに至れり

●各漁業の出願總數

韓國に於ける漁業の有望なる聲々として發展しつゝあるが今水產局現在の統計によつて各漁業の出願數を見るに如左

許可漁業出願及許可數

出願者別	出願數	許可數
日本人	三〇一	二八四
韓人	六八	五三
日韓共同	二	二
合計	三七一	三三九

免許漁業出願數

出願者別	出願數
日本人	三、一〇〇
韓人	二、一一五
日韓共同	四六九
合計	五、七八四

屆出漁業鑑札下付數

屆出者別	鑑札下付數
日本人	一、二七八
韓人	二、三〇五
合計	三、五八三

●小荷物運賃の先拂

韓國鐵道各驛と元東海線山陽線の各驛相互間に於ては以前の契約に基き今も尙小荷物運賃先拂輸送を取扱ふ者なるが一般世人は此の便法あるを知らざるものと見え當然到着の上にて受取主が支拂ふべき物品の運賃に對しても發荷人に於て立替ね置き後にて立替運賃を受荷者に請求するなど相互煩はしき手數を費して發受し居る由なれども一番取引き多き元東海山陽兩線各驛と韓鐵各驛との間に斯かる便利の小荷物の取扱法ある以上は一般世人は此の取扱によりて右の如き煩雜なる手數を省き當然小荷物の受授を爲すべきものなりと

●帝室債務問題解決

帝室債務審查會に於て審查の結果不當の要求及滿期免除の債務額に對する決定を與へたる內不服を唱へ訴訟を提起したる件數は四十五件其金額七十餘萬圓の多きに達したるが地方裁判所及控訴院の審理を經被告度支部代理岡田辯護士の辯護に依り全部被告の勝利に歸し茲に一箇年餘の時日を費せる該係爭事件は根本的終結を告げたりと

●愛國婦人會の慰問

愛國婦人會韓國本部にては六七の兩日入京せる練習艦隊乘込みの下士卒二百二十名を慰問接待の爲め南山本願寺に休息所を設け茶菓を供し且つ蓄音器を演奏し候補生には紀念繪葉書を寄贈せり尙龍山駐劄第六師團下士卒樹籍の爲七八兩日三遊亭千朝をして同兵營內の集會所にて落語講談をなさしむ由

●客月中民團諸屆數

十一月中に於ける京城民團諸屆數如左

居留屆	三一九	土地關係	一五
轉居屆	二〇二	建物關係	八八
退去屆	七九	敎育關係	五五
營業願	二五六	贈本下附	二七
廢業屆	一四四	火葬場	八二
諸證明	九八	墓地使用	〇
出產屆	五七	印鑑屆	一八
死產屆	一六	雜件	四六
死亡屆	五六		

●民長俸給定限附議

今晚京城民會に於て付議せらるべき民長俸給は曾て官撰民長令に對し當時の民會に於て四十二年度豫算討議の際現在の熊谷氏は二級俸を受け居るにも拘はらず以後は二級俸を支給する事に議決したる關係あるを以て古城新民長は其主旨を踏襲し俸給は三級俸交際手當は月五十圓として付議する由なり

●東沿岸の補助航路

釜山を起點とし雄基間の補助命令航路は泰盛號隆熙號の二隻を以て之に當てられしが本航路は現下東海岸貿易の趨勢に伴ひ漸次進運の狀態にあり而して輸出品の重なるものは釜山浦項の白米、元山釜山の石油、酒類、莨、鹽、木綿、陶磁器、江原道の鹽、魚類等なりと

●愛國婦人會の獻上品

同會韓國本部にては此程御入京相成たる輝久王殿下に大韓宮內府御用織物藤色の反物一卷を獻上し殿下御歸朝の砌御母堂北白川宮大妃殿下の御覽に供せられ度旨外波大佐を經て申上げしと

●地方費豫算と各道

隆熙四年度の地方費豫算は尤も愼重周密なる調查を要するを以て各道書記官は一々上京し各部と打合せの上提出の筈なるが遠隔の土地に限りては特に書面にて各部詮議の結果查定する由なり

●練習艦隊將校入城

目下仁川港へ碇泊中の練習艦隊阿蘇宗谷二艦の乘組將校海軍大佐佐藤鐵太郎中佐阪本則俊、少佐富岡金太郎、機關中佐富安良一、主計少監飯田文太郎氏等一行十七名は一昨日入城巴城館へ投宿

●日本人主事の配置

日人主事の配置は道政上尤も喫緊事に屬し居れるが十一月末調べによれば各道府郡共それ〴〵配置を終れり即ち道主事七十八名府主事十四名郡主事四十五名なるが目下缺員は僅に六名なりと

●一進會の聲明辨疏

一進會は法律上政合邦なる新文字を案出して聲明書を發表せしが其主旨は所謂統治權委任の意味あるも多くの韓民は韓日合併と解說し反對の氣勢を一層猛烈ならしめ今更の辨疏務め居れり

●會議所議員の除名

一進會の合邦聲明書發表に對し京城商業會議所（韓人側）は一昨六日委員會を開き一進會に屬する同會議所議員は悉くこれを除名するの決議を爲したりと

●土地調查の開始期

數次傳へられたる土地調查は其筋に於ても同調查に對する準備全く整頓せしに就き來春早々右に關する法令を發し引續き調查に着手する筈なりと云ふ

●引續免許漁業審查

昨六日開催したる免許漁業審查會に於ては西岸區域の百三十七件に對し大體の說明を了したるが猶明後日も引續き開會して決定する筈なりと云ふ

●安奉線の敷地買收

安奉線敷地丈量作業は此程全く終了し明年一月中には悉皆土地買收の運に至る可く買收價格は總計一百万圓內外也

●海軍將校一行下仁

入京中なりし練習艦隊乘組將校海軍々醫中監根來爲雄、海軍少佐山口傳一氏等一行は一昨六日仁川へ向け歸艦せり

●學事視察員の出發

金師範學校長宗像外國語學校長松本篠塚兩主事は七日出發江原道、鐵道の一部黃海道等十六日間の豫定にて視察す

●豫算查定の終了期

既報の如く各部豫算查定は目下度支部司計課に於て審查中なるが今後一週間內に全部終了すべき筈なりと云へり

●對韓同志會員入京

對韓同志會中の新聞記者福田和五郎、大谷誠夫、秋岡義一の三氏は昨七日夕南大門着の列車にて入京したる筈なり

●模範場技師の入京

水原勸業模範場技師草野嶽男、大郎同戶來秀太郎、同白阪幾太郎の三氏は一昨六日入京し浦尾旅館へ投宿したり

●大臣定例會議開會

各大臣は七日午後一時より統監邸に參集し定例大臣會議を開き三時過散會す

●日英博と行政一班

內部に於ては來年の日英博覽會に地方局行政一班を出品する筈なりと云へり

●石川縣技師の來着

石川縣技師門脇捨太郎同技手齊藤省三の兩氏は一昨六日入京巴城館へ投宿す

●古城新民長の回訪

古城京城新民長は七日午前陸軍諸官衙訪問午後は韓國側諸官衙を訪問したり

●平渡書記官出張　內部府郡課長平渡書記官は七日より向ふ三日間の豫定にて平壤に赴き道政を視察する由なり

●會計課長の歸任　學部會計課長金漢は豫て上京中のところ昨七日歸任せり隈元書記官の歸任期は未定なりと

●民長新任の祝電　大邱理事官能勢辰五郎氏は古城營堂氏へ京城民長新任を賀し成功を祈る旨祝電を寄せ來れり

●澤田局長の歸任　水原竃汀浦道路開通式に臨場せし同氏は六日歸任す

●安武辯護士入京　辯護士安武千代吉氏は一昨六日入京浦尾旅館へ投宿す

●山崎書記の入京　平壤鑛業所書記山崎万次郎氏六日入京天眞樓へ投宿す

●牧野周氏の入京　慶尙北道咸昌農商工部技手の同氏は六日入京不知火へ

●原保氏の入京　永同地方金融組合理事の氏は一昨日入京九州旅館投宿

●上村書記官入城　度支部開城蔘政課長上村敬次郎氏六日入京山本旅館へ

●久治米場長入京　農商工部園藝模範場長久治米邦藏氏六日入京山本旅館

龍山通信（七日 支局報）

▲新兵到着期 鎭海灣要塞重砲兵聯隊に入營すべき新兵は去一日到着すべき豫定なりしも便船の都合にて期日に遲れ昨七日迄は到着の報軍司令部に達し居らざりし又第六師團兵は九日及十二日の二回に釜山着夫々衛戍地に向ふ筈

▲麻浦と電車 前日の紙上にて龍山民間に於て麻浦龍山間の道路切下げの計畫ある由を報道せしが聞く處に依れば日韓瓦斯會社にては右兩地間に電車線路を敷設するの計畫あるが如し蓋し西大門麻浦間の電車は會社に取りて甚だ不利益の線路なるを以て出來得べくんば該線路を撤廢して龍山より麻浦に延長するを得策なりとすべく斯くて麻浦と西大門の代りに麻浦と南大門を結びつくることは同地の住民に取りて多く便否の差無きのみならず麻浦西大門間に客車を運轉する電力及經費を以て貨車を運轉することゝもならば麻浦龍山に揚陸して京城に送らるべき貨物は運賃低減の爲め貨主は勿論間接に需用者を益すること尠少ならざるべし

▲治外法權▼

過日本紙に掲載した臨津江鐵橋架設工事醜聞の記事に就いて鐵道の役人達が大に立腹召され眞赤になつて該記事を虛構なりと稱し打消に勉めつゝあるソーである、八釜しい新聞規則の在る今日に於て本紙が該記事を掲載せるはつまり責任を持つてした事である▲韓鐵の主宰者大屋長官とも云はるゝ人が工事受負者と醜關係などの有るべき筈は無いと辯護に勉め度は記者も同樣である、而かも如何にせん醜關係に就て慥に實證のある以上は長官だからと云ふて許して置く譯にはゆかぬ、長官歸任の上は萬事明白となるからまつ夫迄は大屋君の部下達も餘計な立腹は止めて暇があつたら內輪の不始末を曝露せぬ樣に今から整理でもして置く方が得策である▲過日韓國銀行の開業披露會で市原、石塚、李完用、荒井四氏の大演說があつた、何れ劣らぬ花菖蒲溜々懸河の辯を振ひ千餘の大衆をして謹聽せしめた記者も當日大演說を拜聽した一人であるが拙家へ歸つてから今日迄考へて見るがドーも其日の演說中何せ第一銀行との契約を止めて殊更に韓國銀行を設立したかと云ふ其何せの說明を聞かなかつた樣な氣がする▲それは扨置き韓銀は日本銀行との交渉思はしからず東京大阪に於ける爲替の決濟其他一切を擧げて第一銀行に委託したソーだがこれでは金〳〵韓銀設立の趣意がどこにあるのかわからなくなる樣だ▲東拓金融部の爲に調查費の只取りに逢つたと愚痴つて居る向が澤山あるが元々承知で捨てた金故今更愚痴つたとてどーなるものか、宇佐川さんの軍刀で峯打でも喰わされぬ中に籍口するがよろしい。



喜佐方丸の其後

▲小栗第一船長墓前に泣く

沈沒船第二喜佐方丸調査の爲め門司海事協會々員及潛水夫二名人夫五名と共に六連沖の現場に出張したる王子門司水上署長は往訪の客に語て曰く同船は藍島と大文字燈臺との中間に船首は北微西方即ち大文字の方に向ひ船尾は藍島の方に向へり而して船尾と藍島との距離は五六町にして船首と大文字燈臺との間は僅に一町半に過ぎず又同船の西方約二十間を亘る所に是と並行して長一丁幅五六間の露礁あり且附近暗礁累々たるが同船は暗礁を離れて八尋の海底に沈沒し前檣は甲板より下部七尺の所より折れて船首の稍右舷の方に向ひて倒れ煙筒と船橋は浪に浚はれて全く滅失し船尾の上部僅に海面に現はれ

手摺には二個所に幾筋となく**西洋手拭**を**縊着**けあり多分船の將に**沈沒**せんとするまで乘客及び船員が是に**取着**き居たるものならんと思はる尚後檣は約十間計り海上に現はれ居れり **船體の破損**は潛水夫をして調査せしめたるに船底両側に船首より**長**さ約**四丈高**さ**一丈**ばかりの大破壊を生じたるもの今は**一大欠陷**となり居り破損を免れたるは僅に船尾より機關室に至る船体の半ばに過ぎず船尾に積載せる大豆、豆粕の大部は右の缺陷より海中に陷れるを見る多分暗礁に乘上げた[illegible]

同船長と運命を共[illegible]

一喜佐方丸 船長小栗隆平は[illegible]去月三十日門司に入港したる第[illegible]

[illegible]**屍体漂着**

[illegible]**取附**き男泣きに泣き入りて[illegible]も氣の毒なる程にて[illegible]に附したるが**小栗船長**は**墓前**に**通夜**を離れず五日まで[illegible]して哀悼しゐたり[illegible]底の慄悍なる海國男兒も[illegible]に一場の悲劇なりき

大坂の新築家屋

▲煉瓦の壁で天井なし

大坂にては過般の大火後新たに建築さるべき家屋は先頭府令を以て發布する建築規則に依るべきものなるが中にも私立衛生會理事たる北區曾根崎上一丁目池田小太郎氏は模範的日本家屋を建築せんとて震災、火災、防鼠三[illegible]四日府市當局者は打連れて同家を訪問し其他附近五箇所の[illegible]たる處各建築中の家屋は大抵二階とも張天井なく床板は一枚々々取外し得る装置となり戸毎に一の泉栽を設け長家には煉瓦の防火壁を設け各戸三尺の空地を隔て捕鼠、火災豫防上に便宜あるやう亦震災豫防等に[illegible]近く出來へありきれど[illegible]一坪に對し以前より[illegible]る割合なれば家賃は[illegible]一割半方引上ぐる見込みなる由

不謹愼な代表者

▲仁川居留民代表者

仁川碇泊中の練習艦隊[illegible]川宮殿久王殿下は[illegible]と共に一昨日仁川市中を巡覽遊ばされ本公園内の太神宮[illegible]

駄多羅大盡所罰さる

▲懲役六月の言渡を受く

仁川旭屋旅館に無一文にて投宿したる北海道生れの足立文[illegible]並びに一富士等にて無[illegible]は一昨日仁川地方裁判所に於て[illegible]しが法廷に於ても飽迄[illegible]は十万圓を所有する資[illegible]は亦七萬圓の財産を有し居れりなど口から出[illegible]吹き立てしも何の功能[illegible]則り懲役六月に處すると

●大神宮に小便

仁川宮町三丁目[illegible]童津佐奈(十三)と云ふは一昨日[illegible]頃日本公園大神宮の鳥[illegible]あるを神官に發見され[illegible]に訴出でしかば警官出[illegible]將來を戒めて放還せり

●敷島の昇樓數

何處も同じ霜[illegible]遊廓はツンともシャン[illegible]さを呈しつゝありたるにや同廓内抱娼妓七十[illegible]樓客數七十五名にして十五圓七十九錢なりしと云ふ盛況と云ふべし

▲仁川敷島遊廓　前月中の敷島[illegible]の昇揭高を聞くに四千[illegible]十一錢六厘にして嫖客[illegible]七人なりしと云ふ

●花柳だより

當地新町遊廓南[illegible]誠本名德丸ふさ(二[illegible]は未だ年の若い割に[illegible]一種獨特の艷[illegible]一昨日其筋へ鑑札を突[illegible]て二世三世の古風[illegible]女房に行こう

荘幽閣女史の[illegible]

[illegible]調達して釜山に至り[illegible]占領し居たるが食費[illegible]幽閣は只一人間地[illegible]來ざる爲め同旅館よ[illegible]至りしかば幽閣一生[illegible]智囊を逆さに絞り[illegible]座にて自身が前半生[illegible]表せんと決し、同地[illegible]み數日前二日間に渡[illegible]語りを爲して二十幾[illegible]れども座方の者等[illegible]路迄の切符だけを贈[illegible]られ漸く十圓の旅館[illegible]に赴き又々演說會を開[illegible]院と沿線を經廻りて[illegible]る由なるが同女史は[illegible]喰付きたる當時姫[illegible]に四ッ月の腹を抱へ肩[illegible]りとは可笑しいやら氣[illegible]

[illegible]歟それとも温突臭い韓國よりも郷里大分縣に歸り筒井筒振分髪の從弟と舊交を温めん歟と氣の多い女だけに茲處思案投首の體たらくさのとなるが何れにしても訳將幸の事に候▲これも新町京城樓で去る三十九年の春や花咲く彌生の朔より本年九月まで滿三箇年間苦界の勤をなせし馬關は豊前田町生れの松本しん(二二)事源氏名絹子といふは何に悟つたか遁度宗旨の變更を申出で東券に鞍替して一昨晩より粹樣の御召しに披露して一昨晩より粹樣の御召しに[illegible]京城樓は滿期廢業せしかど客受け餘り宜しからず百六十圓の借金を背負ひて其負債振替の爲め扨てこそ東券に罷出でたれなどゝ不粹の陰口を話く者も有之候▲何れ争はれぬものは色里の霜枯時歟と存せられ候更けて待つ夜は辻占やさゝかにも愛想を盡かし長廊下を通ふ草履の音寥しく樓主の顔色も寂しく汨羅に投じたる屈原の前日の顔に髣髴たりとは昨今新町遊廓素見客の話に候▲目下新町遊廓に百八十餘名の遊君あるに一昨夜の如き嫖客唯た八十五人散財額四百七十五圓〇三錢なりしが毎晩少くとも百人の美妓は阿房宮のそれならで徒ちに色餓鬼の訪來車を望んで而も得ずれ茶を碾き今更勤めの身の憂さつらさをかこちつゝあるが偖ても去る程に不景氣の程も思ひ遣られていと不憫の濟共に存之候(廓雀)

各地の新聞

▲加賀安宅の慘事　石川縣加賀國能美郡安宅町は梯川の下流なるが三日夜より四日に亘り出水甚だしく折からの激浪と戰ひたるため小松町附近と共に氾濫して交通杜絶し、浸水家屋千三百八十餘戸にして床上約四尺に及び田畑の破壞不尠人畜死傷損害調査中なるが斯る洪水は六十年來未曾有の事也

▲大慘事と貝島家　客月二十四日福岡縣鞍手郡なる大之浦鑛山桐野第二坑々内瓦斯爆發の爲め大慘事を演出したることは當時電報欄に既報したるが其善後策を聞くに坑主貝島家にては遺族扶助料として死者一人宛百五十圓以上二百五十圓迄を支出し更らに葬儀料として一人宛金十五圓を給與することゝし全戸死亡して引取人なきか遺族遠隔の地に在るものは鑛業所に於て葬儀を執行し、遺骨死屍受取りの爲め又は大法要登拜のため來坑するものには遺族一人宛を限り往復旅費の實費を支給す尚孤兒老者の始末に就きては大之浦小學校附近に發育所を新築しこれに收容し孤兒は滿十五歳に達するを待ちて自活の道を樹てしめ及ばざるものは坑所に於て相當の職を與へ男六十歳女五十歳以上の老者には孤兒の世話を爲さしめ相當の手當を給する都合なるが目下當牟田坑業所に收容せられたる引受人なき孤兒總數三十二人あり貝島健次氏監督の衝に當り居れり猶變災當日入坑者中の生存者數は三十四名にして重傷者六名は直方病院に送り療養を加へしめ居れり、負傷及死亡者の手當は醫師十七名看護婦十九名を以て晝夜交代に其の任に當らしめ居れるが死体引揚は去る三十日限り完了したるを以て二日より採炭を開始せり本事件發生後の貝島家の活動は眼ざましきものにて社長以下六晝夜殆んど一睡だも爲さゞる程なりと、今本變災に就き各地篤志者よりの寄贈金の今日迄に判明せるは(金千圓宛)三井物産、三井銀行、三井合名、麻生太吉(金五百圓)金田炭坑(金百圓)福岡日々新聞社等也

▲西宮の滊車衝突　四日午前一時三十分兵庫縣西宮驛を發して新橋に向ふ四〇二號貨物列車が聯結の爲め三十分程發車時間を遲延し二時頃本線に入りたる折しも同日午前一時三十一分西宮驛通過新橋行丑號貨物列車が之れも何日よりは三十分程後れて進行し來れると衝突し丑號機關車は爲めに其の煙筒を折り取りたる上貨車は何れも破壞し搭載貨物は投げ出されて粉碎したるも幸にして乘組員には死傷者なかりし而して同九時四十分頃より平常の如く開通するに至りたり損害額取調中

▲花火火藥の爆發　二日午後四時頃東京芝高輪北町三十七番地三田製作所職工鈴木長太郎妻テウ(三一)が荏原郡大崎村今田儀一方より南京花火製造の材料を受取り秘密に松田六藏妻ナヲ(三三)を始め數名に請負はせ自宅に於て製造せしめ居りし際火鉢の飛火が火藥に移りたれば一齊に爆發し來合はせ居たる北町三十九番地塚本親秀長女きみ(一六)は即死を遂げ大森町字南平蜆賣田中才次郎(一七)は同家に蜆を賣り代を受取らんとしたる際爆發したる爲め面部黒焦げとなりたるをは兩手足を切斷する程の重傷を受けたるが同人は恰も臨月なりしより血が上り胎兒諸共三日一時頃死亡し同町三十六桑山方同居笠原うめ(五二)は兩手足を粉碎され生命覺束なき迄の重傷を負ひたりとは氣の毒

▲東京の燒芋數　[illegible]何軒あるかと云へば▲麹町二六▲日本橋四八▲芝八七▲神田七一▲京橋六七▲麻布五五▲赤阪二八▲四谷二四▲牛込五八▲小石川一一五▲本郷五八▲下谷九八▲淺草一六五▲本所一六六▲深川一二七◉合計千百九十二軒[illegible]盛なるかな此れを一區の町數に比較すると小石川の七十八町に百十五軒下谷の七十五町に九十八軒淺草の百十九町に百六十五軒深川の百一町に百二十七軒本所のは八十三町に百六十九軒町二軒以上とは驚いた

吉凶　鏡

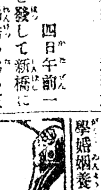
本町五丁目　三一舘判斷

十二月八日(舊十月廿六日)三碧● 大安 壬[illegible]　貢みつ△一白● 金融に關する業務には吉水厄水損避くべし△二黒● 飢餓見込違多し稍々重大なる案件の處辨見合すべし△三碧● 紛失を防ぐべし音信小故を齎らすことあり△四緑● 從來計畫の事着手宜し色情注意すべし△五黄● 盗害紛爭避くべし勤士建築吉△六白● 際害多き日なり開業等凶縁談替方針替旅行支障なし△七赤● 沈鬱の日なり新事及變更効なし殊に取引交際上留意すべし△八白● 衰運なり特に金談取引談判訴訟等に大に凶△九紫● 大抵吉入門入學婚姻養子旅行等妙なり

●天氣豫報 (自七日午後六時至八日午後六時)

北西の風晴

六日(華氏) 最高温度 三九、九 最低温度 二七、七



美術襟 半襟 帶上 帶締 其他 組紐類各種

京城明治町一丁目

ゑり德商店

▲無料紹介欄▼

人事部

●被雇たし 年三十五普通教育あるもの鑛山事業に多大の趣味を有す如何なる危險も不厭 姓名在社(四八三)

●被雇度 年三十三才貨物取扱及稅關手續に經驗あり英語を解す商店又は會社に雇れたし 氏名在社(四八五)

●女中入用 十五歲以上四十歲以下の上品なる女入用給料望次第保證人を要す(家庭小人數) 龍山老松町三四兒玉

●被雇度 年廿五寫眞術並に測量等に經驗有り 氏名在社(四八七)

●告上原氏 應募申込あれども通知するに由なし往復はがき又は郵券送付ありたし(係)

●徒弟入用 十三歲より十五六歲迄五六名採用 明治町一丁目 糸山裁縫所

●告ケーヂー生 紙上の匿名は可なるも絕對の匿名にては通信するに由なし故に住所氏名を本欄係宛にて通知ある迄掲載を見合はす(係)

●望測量製圖助手 氏名在社(四九一)

●求職 昨今渡韓の靑年拾九歲事務員又は商家に雇れたし 氏名在社(四九〇)

物件部

●貸家 南山町二丁目二階建十疊と三疊と廻椽二階六疊二間廻椽井戶物置湯取付家賃面談 氏名在社(四七八)

●古新聞 六月後の大阪朝日、大阪每日、京城日報七月後の朝鮮新報取揃原價の半額位にて讓受たし 氏名在社

●貸家 北部齋洞廿九の四貸家あり宮內府其他韓國側各官衙には便益の地希望に應じ賄差上候

廣告

●移轉廣告●

從來之營業所狹隘之爲左之處に移轉す 旭町一丁目二百四十七番戶

質商 川崎萬次郞

元旭町二丁目 電話六七三番

●移轉廣告●

三一館

焦心單志多年爲斯道於韓徵驗奧旨恍然似有得者匪堅推斷吹吹茫洋辭愈涸臆素面輕發也

京城本町五丁目

易斷觀 相教授

館主 土御門派大陰陽師

根炭 堅炭 堅薪

松薪 松炭 石炭

京城旭町四丁目(電話一九八番)

眞下大吉商店

根炭 堅炭 松炭 石炭

堅薪 松炭 炭

京城漢江通五丁目

直見商店

電話龍山二四〇番

御用 牛乳 牧場 五番

東京災運送保險株式會社

明治廿年七月創立● 京城代辨店 本町四 山口呉服店 電話九番

資本金一千萬圓● 事務所 京城本町二の三 電話一〇六〇番

浪花節定席 大阪一座開業廣告

兼テ新築中ノ處愈々落成仕ニ付今回大阪浪花節大一座ヲ呼寄セ本月一日ヨリ極メテ安直ニテ精々勉强仕候間何卒御引立ノ程願上候

▲木戶十五錢

京城明治町二丁目

浪花館

統監府 裁判所 監獄署 警察署 法規提要

石川高等法院判事閣下校閲

今村內部警務局警視閣下校閲

日韓印刷株式會社編輯部編纂

◎印刷鮮明 ◎類集整然

◎校正嚴密 ◎攜帶便利

●全一冊●紙數凡六百頁○菊判半截形●定價金六十錢

右發行豫報以來未だ旬日に滿たざるも意外の好評を博し日々數百部の御注文に接し感謝の至りに候就ては猶一層努力致し大日を協約、官制、官規、官等等級及俸給其他諸給與、任用、裁判所、警察署、監獄署の八項に增加し本月一日の現行法規とし て些の遺漏なきは勿論索引を附して見出に易からしめ、餘白を存して隨時御記入の便を謀りたる等設備の完全を期し聊か要題に酬ゆるの微志に有之就ては更らに本月十日迄御申込の順序に依り配本に着手可致候間此期間に於て御購入の御方に限り前回豫報の通り特別減價を以て御需に應じ可申此際續々御用仰せ付けられ度此段上候敬具

明治四十二年十二月一日

京城

日韓印刷株式會社出版部

●電話開通 八百三十五番●

唐津石炭 直輸入商

並ニ平壤無煙炭あり

京城太平町一丁目九五

南大門高等女學校裏通り

近藤商店

歐米新式

高等裁縫

弊店は廉價ご叮嚀を旨とし精々勉强仕候

龍山元町四丁目二十八番戶

丸濱洋服店

荒物世帶道具一切

大阪 製白絞油和洋蠟燭

和傘岐阜提灯魚釣道具

卸小賣

地方在住の各位には御申越あり次第代金引替證付又は代金引替小包郵便を以て御送付申上候尙弊店營業品目錄御入用の御方は御通知あり次第送呈申上候

荒物世帶道具

各國諸油米穀

銘酒澤龜 アサヒ サッポロ 麥酒

並に買次業

京城本町六丁目

西 西崎嘉七本店

電話長二一〇 電略(ニカ又はニ)

振替貯金口座東京(九四一七番)

瑞西タバン時計會社韓國代理販賣店

米國ウォルサム時計 米國アンソニヤ時計 韓國特約販賣店

獨逸國スカンジヤ自轉車特約販賣店

時計卸商 仁川本町三丁目 喜多金光堂本店 電話七五〇番

時計卸小賣 京城本町二丁目 喜多金光堂支店 電話千十五番

貨物運送取扱

稅關貨物取扱

貨物引換證發行

危險擔保附運送

品代金付貨物運送

內國通運株式會社

京城南大門驛前 京城支店 電話一七九番 電話七〇八番

仁川驛前 仁川出張所 電話五一一番

草梁驛前 釜山出張所 釜山驛前 草梁驛前 電話五一六番 電話六三七番

龍山驛構內 龍山出張所 電話二〇六番

開業祝として一割引

かいき・まわた

進物用眞綿眞綿製防寒具類

京城代理店 京城本町二丁目(長谷川町へ通る) 栗永商店

開院廣告

本院は左記の時間割を以て左の諸氏に依賴し各科の診療に從事す入院の需めに應す

外科花柳病科 診察時間午前九時より正午に至る 前漢城病院長 ドクトルメヂチーチ 和田八千穗

內科小兒科 同 自午後一時至午後四時 前仁川病院長 醫學士 松村三省

眼科內科 同 自午後一時至四時 東京醫科大學選科卒業 院主 瀧澤喜太郞

耳鼻咽喉科 同 自午後一時至四時(但し每月四回一日五日十五日廿五日) 醫學得業士 赤羽學

婦人科 同 自午後一時至四時 醫學得業士 天ケ瀨健六

龍山居留民團囑托

龍山醫院

龍山榮町(文平山麓)



原料直輸入廉價調製各種木形新着

弊店の特色御注文品と否とに不拘材料は精選しスタイルは最新の粹を集め常に諸彥の御滿足を得實地御試用被下度候

●京龍間は御一報次第店員を派し地方は御一報次第見本帳御送附可仕候

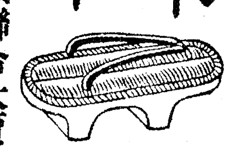
深ゴム靴 特價 六圓五十錢

アミ上靴 五圓五十錢

淺ゴム靴 五圓

京城本町一丁目(郵便局前) 東京 北村支店 店主 磯部廣吉謹

東京 足袋



本店東京 京城大和町一丁目(日の出橋際) 大和屋

藤井出張店

電話二百〇五番

京城聯合大賣出し福引券差上升

時節柄敷物及夜具等新調仕り室內の設備も相整申候

御客樣に對しては叮嚀親切を旨とし調理の義は從來よりも一層勉强可仕候間倍舊の御引立奉願候

京城南山町四丁目

原金旅館

(電話一一一五番)

綿わた綿ワタ

たやすくうります

ふとん地色々、ふとん調進、太物類、洋物類

卸問屋

京城明治町一丁目四ツ角

唐川商店

電話二六一番

特約販賣 自製

漬物 味噌 醬油 製造元

京城本町五丁目

大上商店

和洋酒、⊡精酢、穀物、麵類、銘茶、鑵詰、乾物、荒物、食料雜貨、ビール、米糀、塩辛、日本食鹽各種特約販賣尙御望に依り商品切手調進仕候

(電話二五一番)

蒸溜 牛乳 消毒

京城大和町一丁目

平山牧場

電話一三三

株式會社 第一銀行電話番號

總支店 長 一二六〇番 國庫部、發行部用

一三六一番 支配人、調査部、文書課用

一三三二番 國庫部、發行部、當直用

三一二番 臨時建築部用

六一二番 用度係、分析所用

京城支店 長 一〇六番 來客用

一一二番 營業、當直用

六一二番 營業用

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候

資本金 參百萬圓

積立及繰越金 九拾萬圓

京城南大門通

株式會社 十八銀行京城支店

(電話四二〇)

本店 長崎市築町

支店 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、羅州、群山

出張所 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

日本韓國

其他日本、韓國樞要地、及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候(利息日步壹錢四厘)

長崎貯蓄銀行代理店(十八銀行京城支店)

★株式會社百三十銀行韓國總支店

京城本町二丁目十五番戶

電話五十八番

資本金五百萬圓

頭取 安田善三郞

爲替取組先

畿內 大阪、京都、西陣、伏見、奈良、郡山、八木、高田、田原本、堺、貝塚、岸和田、御影、兵庫、神戶、平野、住吉、茨木、下市

東海道 東京、橫濱、大磯、甲府、靜岡、名古屋、半田、熱田、四日市、津、山田、桑名松阪、

東山道 彥根、八幡、大津、長濱、大垣、岐阜、前橋、伊勢崎、宇都宮、福島、若松、靑森、秋田、能代、土崎、高崎

北陸道 小濱、福井、敦賀、鯖江、金澤、大聖寺、富山、伏木、新潟

山陰道 宮津、舞鶴、新舞鶴、豐岡、鳥取、米子、境、松江、久手、大田

山陽道 龍野、姬路、西大寺、笠岡、高梁、玉島、福山、鞆、府中、尾の道、三原、廣島、岩國、山口、柳井、平生、下關、萩、德山小郡、長府、網干、牛窓、味野、岩見、岡山、

南海道 串本、御坊、田邊、新宮、和歌山、丸龜、高松、八幡濱、撫養、德島、善通寺、尾鷲、州本、川之石、宇和島、今治、西條、松山、三津ヶ濱、

西海道 直方、飯塚、博多、福岡、若松、久留米、若津、中津、小倉、門司、行橋、後藤寺、佐伯、別府、大分、伊萬里、牛津、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、八幡、長洲、

北海道 函館、小樽、札幌

台灣 臺北、臺南、

淸韓國 仁川、釜山、元山、鎭南浦、平壤、木浦、羅州、大邱、群山、安東縣、晋州、尙州、馬山

銀行一般の業務精々便利取扱可申候

株式會社 日本郵船 電話十番 廣告

瀛船仁川出帆

貨物及船客取扱店

仁川海岸通 電話三九番

郡回漕店

●釜山、長崎、門司、神戶行 山東丸 十二月十九日 後三時出

●大連、太沽行 高砂丸 十二月廿一日 正午時出

●大連、芝罘、秦皇島行 山東丸 十二月 日 午前六時出

●大連行 酒田丸 十二月 日 正午時出

●釜山出帆 元山、淸津、浦潮行 立神丸 十二月八日 午後時出

御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ五十分前ニ解纜ス